

越知町ベビーシート貸出事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、安全運転意識の高揚による交通事故の抑制及び自動車乗車中の乳児の交通事故による被害の軽減を目的として、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置のうち、生後9箇月未満の乳児を使用の対象とするもの（以下「ベビーシート」という。）を住民に貸し出すことについて、必要なことを定めるものとする。

(貸出対象者)

**第2条** ベビーシートの貸出しの対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本町に居住し、本町に住民登録をしている者又は本町に外国人登録をしている者
- (2) 法第3条に規定する普通自動車を運転できる運転免許を取得している者
- (3) ベビーシートを装着することができる自動車を所有している者
- (4) 生後9箇月未満の乳児の保護者又は養育者

(貸出期間)

**第3条** ベビーシートの貸出期間は、9箇月間を限度とする。

(貸出台数)

**第4条** ベビーシートの貸出台数は、1世帯当たり1台とする。

(貸出手続)

**第5条** ベビーシートの貸出しを受けようとする者は、ベビーシート貸出申請書（別記第1号様式）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、ベビーシート貸出決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、適当と認められる申請者の数が貸出予定台数を上回った場合には、抽選により貸出しを受ける者を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定によりベビーシートの貸出しの決定を受けた者から借受証（別記第3号様式）を徴し、ベビーシートを貸し出すものとする。

(遵守事項)

**第6条** ベビーシートの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守

しなければならない。

- (1) 貸出しを受けたベビーシート（以下「借受シート」という。）に故障等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、町長に届け出ること。
- (2) 借受シートを転貸し、又は目的以外に使用しないこと。
- (3) 借受シートを故意に損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 借受シートを返納する際は、シートカバーをクリーニングすること。

（貸出の取消）

**第7条** 町長は、借受者が前条の規定に違反したときは、ベビーシートの貸出決定を取り消すとともに、修理費用の全部又は一部を賠償させることができる。

（返納）

**第8条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、借受シートを町長に返納しなければならない。

- (1) 第2条に規定する貸出対象者としての要件を欠いたとき。
- (2) 第3条に規定する貸出期間が満了したとき。

（費用負担等）

**第9条** ベビーシートの借受けに係る費用は、無償とする。ただし、借受シートの管理及び返納時のシートカバーのクリーニングに要する費用は、借受者の負担とする。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、ベビーシートの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

越知町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

ベビーシート貸出申請書

下記のとおりベビーシートの貸出しを申請します。

記

使用 予定 の 乳 児	氏 名	男 女
	生 年 月 日	年 月 日
	申請者との続柄	